

4. 応用研究費をもたない省庁も、今後は同様の予算的措置を講じ、あまねく科学行政を推進し得るよう努められたい。

2-4

庶発第98号 昭和26年3月17日

各学会 殿

日本学術会議会長 亀山直人

科学普及について（勧告）

日本学術会議は少青年や一般大衆に対する適宜な科学教育が、わが国の科学研究の将来の発達や、また、科学の機能と価値とを認めさせて社会における科学の位置を高めるための基盤であることを思い、これに重大な関心をもっています。真の科学教育は科学研究の最先端に身をもつて当つておられる研究者を通じてでなければ達成されないことは申すまでもありませんが、また同時に一般に受け入れやすい形に整えるための教育技術的研究もおざりにすることはできません。この意味で、純粋学問の研究討論の場である各学会が相当の関心を教育技術の面にふり向けられ、科学の方法と成果の核心を端的に理解させる工夫方策をも研究討論されて、研究と教育との融合を達成させることは極めて望ましいことと考えられます。貴学会でもこの趣旨をおくみとりの上、学会の事業の一つとして、科学教育の面をおとり上げになることを切望いたします。

追つて、このことは去る3月3日の本会議第9回総会において特に希望されたものであることを申し添えます。

2-5

庶発第120号 昭和26年3月29日

参議院議長 佐藤 尚也 殿

衆議院議長 林 譲治 殿

日本学術会議会長 亀山直人

教育公務員特例法の改正について（勧告）

本会議は、昭和26年3月3日第9回総会の議決に基づき、国会にて研究者の身分保障に関連する法案を審議の際には、予め本会議の意見を徴されるよ、3月8日付別紙のとおり申し入れました。つきましては、現在、国会において審議中の教育公務員特例法の改正には、研究者の身分、ひいては学問・思想の自由の保障に重大な関係を有する部分があると存じますので、この法案が議決されるのに先立ち、本会議の意見を申し述べる機会を与えられるよう、希望いたします。

〔註、3月8日付の申入……………番号74を参照のこと〕